

物資事業利用のご案内

共済組合の、物資事業(自動車購入)の概要については、次のとおりとなりますので、注意事項を確認のうえご利用ください。



30万円以上 10万円単位で
最大 200万円まで
利用料は 年利 1.9%
(元利均等償還)
償還額は共済組合 HP でご確認ください



ご利用にあたってのご注意

- 1 自動車を購入するときは、指定商に「共済物資事業」を利用することを必ず事前に申し出てください。指定商及び指定営業所は共済組合 HP で確認できます。
- 2 購入自動車の所有者は組合員又は指定商、使用者は組合員、配偶者、子又は被扶養者として車検登録をお願いします。
- 3 「共済物資事業」で購入できる自動車は自家用自動車であり、かつ、次のいずれかに該当するものです。
 - (1) 普通自動車 (最大積載量 1t 以下、乗員定員 10 人以下) [3 ナンバー]
 - (2) 小型自動車 (最大積載量 1t 以下) [5 ナンバー]
 - (3) 軽自動車
- 4 購入後の申込みはできません。
自動車購入申込書兼自動車購入票 (以下「購入票」) の**発行日は車検登録日前でなければなりません**。
購入の際は、事前に指定商に納車期日を確認することをお勧めします。
*注) 購入日 = 車検登録日になります。
- 5 「購入票」の有効期限は**発行日から 60日以内**です。自動車の登録は有効期限内に行ってください。
*注) 人気車種等で納車に日数がかかる場合は有効期限のものに購入票の差し替えが必要となる場合があります。
- 6 自動車購入申込書兼自動車購入票には、利用組合員の捺印をお願いします。

購入の手順

- ① 購入の申込み
所属所 (共済事務担当課) から購入票を受け取り、
所定の事項を記入・押印のうえ担当者へ提出します。
- ② 購入票の交付
所属所では、購入票の記載内容の審査及び立替限度額の確認を行い申込者に購入票を交付します。
- ③ 購入票の提出
交付を受けた購入票は 3 枚綴のまま指定商に提出
します。
- ④ 自動車の納入
自動車の納入を受けます。
- ⑤ 償還の開始
立替金を共済組合が指定商に支払いをした翌月から
組合員の償還が始まります。(購入した月の翌々月が目安です。)

